〔様式：医第１６－１号〕　　（ＮＴＴ健康保険組合）

海外療養費の給付に関する同意書

年　　月　　日

エヌ・ティ・ティ健康保険組合　理事長　殿

保険者（エヌ・ティ・ティ健康保険組合）が、給付に関して必要があると認めたときは、文書その他の物件により、本人、医療機関、事業所、官公庁等に照会を求めることに同意します。

〒

住所

℡（　　）　　－

氏名　　㊞　　※自筆でお願い致します。

なお、照会先が複数となる場合、本同意書の写しも有効とさせていただきます。

また、「海外療養費の給付に関する同意書」をご提出していただけない場合は、健康保険法第１２１条により、保険給付の全部又は一部の支給を行わないことがあります。

【参考：健康保険法】

第５９条　　保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第１２１条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

第１２１条　　保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第５９条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。